大型車

				速　　見
			大分農業文化公園	333.334
		安　心　院	333.334	631.068
	院　　内	242.719	571.429	873.787
宇　　佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速　　見
			大分農業文化公園	523.810
		安　心　院	523.810	1,067.962
	院　　内	436.894	952.381	1,504.855
宇　　佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ワ　一般国道10号（日出バイパス）（以下「日出バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

カ　一般国道10号（延岡南道路）（以下「延岡南道路」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普　　通　　車	大　　型　　車	特　　大　　車
242.719	388.350	873.787

㈱　上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年３月31日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
201.168	213.960	226.752	255.534	325.890

ヨ　隼人道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加　治　木
	隼　人　西	97.088
隼　人　東	97.088	194.175

普通車

		加　治　木
	隼　人　西	145.632
隼　人　東	145.632	242.719

中型車

		加　治　木
	隼　人　西	145.632
隼　人　東	145.632	242.719

大型車

		加　治　木
	隼　人　西	194.175
隼　人　東	194.175	388.350

特大車

		加　治　木
	隼　人　西	339.806
隼　人　東	339.806	679.612

タ　高松東道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				終　　点
			さぬき三木	—
		志　　度	142.858	190.477
	津田寒川	95.239	238.096	285.715
津　田　東	142.858	238.096	380.953	428.572